

## 暗黒社会を生む「刑訴法」改悪

五月十日、国会内で市民、法律家、刑事法研究者による八団体が共催する「刑事訴訟法等の改悪を許さない緊急集会」が開かれました。

法案には警察による人権侵害、国民監視が強く懸念される「盗聴法の拡大」、自らの罪を軽くするために無実の第三者を巻き込む恐れのある「司法取引」、冤罪の温床ともなり得る取り調べの「部分的な録音・録画」が盛り込まれており、安倍

政権は何がなんでも今国会での成立を狙っています。

集会では今市事件の弁護人、一木明さんが「今市事件で警察は、台湾生まれで日本語の不自由な被告を別件で逮捕、起訴後に突如殺人罪としての厳しい取り調べで自白を強要し、耐え切れずに自白した場面だけを部分録画して、それが有罪の有力な証拠となった。違法不当な捜査を監視するための録画が、冤罪をさらに増やすことにもなり得る」

と報告。

東住吉事件で再審無罪が確実となった青木恵子さんは、布川事件冤罪被害者の桜井昌司さんと共に登壇し「火事で娘を亡くし、心身ともに弱っているところを

犯人扱いされ、『助けなかったのは殺したも同じ』と責められて自供書を書かされた」とのべました。

日本共産党参院議員の仁比聡平さんは「どれほど多くの国民が苦しめば、冤罪を防ぐ法律をつくるのか」という国会参考人としての桜井昌司さんの発言を紹介。「暗黒社会を生み出しかねない刑訴法案は徹底審議のうえで廃案に」と決意を語りました。



5月10日、参院議員会館で